

令和7年7月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ワ)第34333号 損害賠償請求事件

口頭弁論の終結の日 令和7年4月23日

判 決

5

主 文

- 1 被告国は、原告に対し、250万円及びこれに対する令和3年1月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 10 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告と被告Bとの間においては、全部原告の負担とし、原告と被告国との間においては、原告に生じた費用の12分の5を被告国の負担とし、その余は各自の負担とする。

15

事実及び理由

## 第1 請求

1 被告Bは、原告に対し、300万円及びこれに対する令和3年1月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

20

2 被告国は、原告に対し、300万円及びこれに対する令和3年1月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

25

本件は、防衛省職員の原告が、同僚であった同省職員の被告Bからセクシャル・ハラスメントなどの行為をされ、精神的損害を被ったと主張して、次の請求をする事案である。なお、原告は、①と②とが法律上併存し得ない関係にあるとして同時審判の申出をしている。

① 被告Bの行為が不法行為に当たるとして、被告Bに対し、不法行為(民法7

09条)に基づき、損害金300万円及びこれに対する令和3年1月1日(不法行為の後の日)から支払済みまで同法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払請求

② 被告Bの行為が「職務を行うについて」されたものであるとして、国家賠償法1条1項に基づき、損害金300万円及びこれに対する令和3年1月1日(不法行為の後の日)から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払請求

1 前提事実(争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実)

10 (1) 当事者

ア 原告は、平成9年4月1日、防衛庁教官(当時)として、防衛庁(当時)に入庁した女性である。令和2年4月1日から令和4年3月31日まで、防衛省統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課指揮通信システム保全班(以下「指揮通信システム保全班」という。)において勤務し、令和4年4月1日、統合幕僚学校国際平和協力センターに異動した。

イ 被告Bは、平成9年4月1日、防衛庁技官(当時)として防衛庁(当時)に入庁した男性である。平成31年4月1日から令和3年3月31日まで、指揮通信システム保全班において勤務し、令和3年4月1日、航空自衛隊第4補給処高蔵寺支処に異動した。

20 (2) 原告と被告Bの勤務状況

ア 原告及び被告Bは、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、指揮通信システム保全班の一員として、一緒に勤務した。

イ 原告及び被告Bの執務は、執務室のほかに、前室と金庫室の2部屋で構成される部屋(以下、これらの2部屋を「金庫室」と総称する。)で行われていた。金庫室には、外の扉と中の扉を監視する監視カメラ2台が設置されており、その映像が執務室のテレビにリアルタイムで映し出されていた。(甲35、原告本人(同人

が作成した陳述書（甲 3 3、5 2）を含む。以下同じ。））

ウ 金庫室への出入りは、指揮通信システム保全班の班長、原告、被告 B ほか 1 名が許可されていたが、原告と被告 B 以外に金庫室に来る者はほとんどおらず、原告と被告 B の 2 名のみで作業することが多かった（原告本人）。

5 (3) 原告によるセクシャル・ハラスメントを理由とする特別防衛監察及び規律違反の申立て

ア 防衛大臣は、令和 3 年に判明した元陸上自衛隊員に対するハラスメント事案を契機に、令和 4 年 9 月 6 日、ハラスメントの根絶に向けた措置に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第 4 号。令和 4 年 9 月 6 日）を発出し、同月 1 3 日から、全自衛隊を対象としたハラスメント防止の状況に関する特別防衛監察が実施され、ハラスメント相談対応に関する申出の受付、申出内容に関する聴き取り調査等が実施された。原告は、同月、防衛監察本部に対し、特別防衛監察に係るハラスメント被害を申し出た。

イ 原告は、同年 1 1 月 1 1 日、被告 B の所属先の長である航空自衛隊第 4 補給処高蔵寺支処長に対し、自衛隊法施行規則 6 8 条に基づき、被告 B によるセクシャル・ハラスメント行為を理由とした規律違反の申立てをした。

ウ その後の調査の結果、被告 B は、令和 5 年 1 2 月 2 2 日、次の違反事実により停職 4 月の懲戒処分を受けた（乙 1）。

令和 2 年 6 月 2 0 日、原告とともに私有車両でドライブに出かけたところ、立ち寄った先で原告の同意なく後ろから抱きつくわいせつな行為を行い、翌 2 1 日午後 3 時 5 2 分頃、原告に更なる身体的接触を求めるメッセージを SNS で送信するなどの行為により原告に不快感を与えた。

(4) 原告は、令和 5 年 1 2 月 3 1 日、本件訴訟を提起した。

(5) 原告は、令和 6 年 2 月 1 6 日、適応障害（発症時期は令和 4 年 9 月）の診断を受けた（甲 5）。

(6) 時効援用の意思表示

ア 被告Bは、原告に対し、同年3月15日の本件弁論準備手続期日において、原告の被告Bに対する損害賠償請求権につき、時効を援用するとの意思表示をした。

イ 被告国は、原告に対し、同年7月18日の本件弁論準備手続期日において、原告の被告国に対する損害賠償請求権につき、時効を援用するとの意思表示をした。

## 5 2 争点

本件においては、被告国及び被告Bに対する請求に共通する争点として、①被告Bの原告に対する行為の存否が一部争われ、②その行為の違法性評価や③損害及びその額も争われている。また、被告国に対する請求との関係では④被告Bの行為が「職務を行うについて」されたものか否かが問題になり（これが肯定されることになれば、公務員個人に対する請求となる被告Bへの請求は否定されることになる。）、抗弁としては、⑤消滅時効の抗弁が提出されている。

以上を踏まえた本件の争点は、次のとおりである。

- (1) 被告Bの原告に対する行為の存否
- (2) 被告Bの原告に対する行為の違法性
- 15 (3) 損害及びその額
- (4) 被告Bの原告に対する行為が「職務を行うについて」されたものか否か
- (5) 消滅時効の成否

## 3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)（被告Bの原告に対する行為の存否）について
- 20 (原告の主張)

被告Bは、原告に対し、令和2年4月1日以降、多数回にわたって、対面での暴言行為、至近距離で顔や膝下をのぞき込むなどの接近行為、手や手の甲を触る、頭や髪を触るなどの接触行為、LINEやSkypeによる不快なメッセージや電子メールの送信行為をした。これらのうち、主なものは以下のとおりである。

- 25 ア 令和2年6月20日及び21日の行為（被告Bの懲戒処分の違反事実）

原告と被告Bは、令和2年6月20日、2人でドライブに出かけ、その途中で静

岡県の恋人岬に立ち寄ったところ、被告Bは、原告の後ろから抱きついた。

そして、被告Bは、翌21日、原告に対し、LINEで更なる肉体的接触を求めるメッセージを送信した。

イ 二の腕を揉む行為

5 被告Bは、令和2年6月下旬頃から8月頃までの間に、金庫室において、原告の左腕の二の腕を「むにゅ、むにゅ、むにゅ」と言いながら直接揉む行為を2度行った。

ウ 膀胱ないし陰部の上部付近を揉む行為

10 被告Bは、令和2年8月頃から10月頃までの間に、金庫室において、原告の背後から、原告の膀胱ないし陰部の上部付近を「ぎゅー、ぎゅー、ぎゅー」と言いながら服の上から揉む行為を2度行った。

(被告Bの反論)

原告が主張する暴言行為、接近行為、接触行為並びに上記(原告の主張)イ及びウの行為はいずれも否認する。被告Bが顔を接近させたことが一度だけあったことは認めるが、少なくとも原告の顔から30cm以上離れた距離であった。

被告Bが原告に対してLINE及びSkypeによるメッセージ並びに電子メールを送信したことは認めるが、その具体的な内容は本件の証拠として提出された範囲でのみ認め、その評価について後記のとおり争う。

20 上記(原告の主張)アの行為のうち、被告Bが原告に抱きついたこと、LINEでメッセージを送ったことは認めるが、その評価について後記のとおり争う。

(被告国の反論)

原告が主張する暴言行為、接近行為、接触行為並びに上記(原告の主張)イ及びウの行為は知らないし否認する。

25 被告Bが原告に対してLINE及びSkypeによるメッセージ並びに電子メールを送信したことは認めるが、その具体的な内容は本件の証拠として提出された範囲でのみ認める。

上記（原告の主張）アの行為は認める。

(2) 争点(2)（被告Bの原告に対する行為の違法性）について

（原告の主張）

上記(1)（原告の主張）における被告Bの各行為は、原告を不快にさせるセクシャル・ハラスメントに当たるもので、違法である。

（被告Bの反論）

被告BがLINE及びSkypeによるメッセージ並びに電子メールを送信した行為は、通常のやり取りの範疇にとどまるものであり、原告を不快にさせるものではなく、違法性はない。

被告Bが顔を接近させた行為は、人が不快に感じる程度にまで接近してのぞき込んだわけではなく、違法性はない。

被告Bが原告に抱きついた行為は、職場から離れた私的な場での行為であり、厳密には職場でのセクシャル・ハラスメントには当たらないし、被告Bと原告は職場での立場は対等であり、原告にドライブへ行くことを強制し得る立場ではない上に、被告Bが原告に抱き着いたのは周囲の雰囲気も相まって感情が高ぶったためであり、何ら計画的なものではなく、ごく短時間の行為であることからすれば、違法性はない。また、その翌日にLINEでメッセージを送った行為は、冗談半分で書いた内容であり、更なる肉体的接触を求める意図で送ったものではないから、違法性はない。

（被告国の反論）

上記（原告の主張）アの行為を除き、上記(1)（原告の主張）における被告Bの各行為が原告を不快にさせたことについては知らないし否認する。

(3) 争点(3)（損害及びその額）について

（原告の主張）

原告は、被告Bによる違法なセクシャル・ハラスメント行為によって人格権を著しく侵害され、精神的損害を被っており、令和4年9月には適応障害を発症した。

このような精神的損害を慰謝するには300万円を下らない。

(被告らの反論)

否認し、争う。原告が適応障害を発症したことには疑義があるし、仮に発症していたとしても被告Bの行為との間に因果関係はない。

5 (4) 争点(4) (被告Bの原告に対する行為が「職務を行うについて」されたものか否か) について

(原告の主張)

被告Bの行為のうち、至近距離での接近・接触行為、S k y p eでのメッセージ送信行為、膀胱ないし陰部付近を揉む行為、二の腕を揉む行為については、勤務時  
10 間内に職務に伴って行われたものであり、客観的・外形的に見て職務に密接に関連  
ないし付随して行われた行為であることから、社会通念上職務の範囲内といえ、  
「その職務を行うについて」されたものといえる。

L I N Eでのメッセージ送信行為、静岡県伊豆市の恋人岬での抱きつき行為につ  
いては、休日での行為である。しかし、原告は、職務に基づく関係を考慮し、断っ  
15 てしまうと被告Bとの関係が悪化して、被告Bの攻撃の矛先が原告に向くことをお  
それたため、やむなく応じていたものである。そのため、客観的・外形的に見て、  
職務に基づく関係から、職務に付随して行われたといえることため、社会通念上職  
務の範囲内として「その職務を行うについて」されたものといえる。

(被告国の反論)

20 被告Bの行為が「その職務を行うについて」されたことは否認する。

上記(1) (被告らの反論) のとおり、被告Bがしたのは、①L I N E等によるメッ  
セージ及び電子メール送信行為、②静岡県伊豆市の恋人岬での抱きつき行為及びそ  
の翌日にL I N Eでメッセージを送った行為にとどまる。

そして、①は業務に有用とされた思料された情報を原告に限らず他の職員も含め  
25 て共有したというものであること、②は休日の出来事であって対等かつ私的なやり  
取りの範囲内のものであることから、いずれも客観的・外形的にみて、社会通念上

被告Bの職務の範囲に属するものではなく、「その職務を行うについて」されたものではない。

(5) 争点(5) (消滅時効の成否) について

(被告Bの主張)

5 仮に被告Bの抱きつき行為及びその翌日にLINEでメッセージを送った行為について不法行為責任があるとしても、本件訴え提起(令和5年12月31日)はこれらの行為(令和2年6月20日及び同月21日)から3年が経過してされている。また、これ以外にも仮に不法行為と評価される行為があったとしても、それらはいずれも本件訴訟の訴え提起日から3年以上前の行為である。したがって、消滅時効  
10 (民法724条1号)が完成している。

原告は同法724条の2が適用される旨主張するが、原告の主張する不快感は、単なる精神的な苦痛にとどまるものであり、長期間にわたって通常的生活を送ることが困難な状況に陥るほどのものではない。当該不快感によって身体に直接影響を及ぼすことで身体的な損害を伴った精神的損害にまで発展したといえるもの  
15 もないから、同法724条の2が適用される余地はない。

(被告国の主張)

原告の主張を前提としても、被告Bによる不法行為の終期は令和2年12月頃までである。そうすると、被告Bの行為が不法行為と評価されるとしても、本件訴訟が提起された令和5年12月31日にはすでに3年以上経過しているため、消滅時  
20 効(民法724条1号)が完成している。

原告は同法724条の2が適用される旨主張するところ、同法724条の2でいう「人の生命又は身体を害する」には精神的機能の障害についても含み得るものの、原告には精神的機能の障害に該当するほどの症状が発生しているとはいえないから、同法724条の2は適用されない。

25 (原告の反論)

被告Bによる不法行為は一連一体であり、その行為が止んだのが令和4年3月3

0日であって、同年9月に原告に適応障害という損害が発生したのであるから、消滅時効の起算点は同月である。

また、原告は、被告Bの不法行為によって適応障害を発症するなど精神的損害を被っているところ、民法724条の2の趣旨からすれば、本件に同条が適用されるから、消滅時効の期間は5年間となる。

したがって、消滅時効は完成していない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (被告Bの原告に対する行為の存否) について

(1) 争いのない事実に加え、前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

##### ア 至近距離で顔を覗き込む行為

被告Bは、原告に対し、令和2年4月から令和3年3月までの間に、金庫室の机でパソコン作業中の原告の顔を下から覗く行為や、金庫室退室時、電気を消した扉の内側やエレベーター前で顔を覗き込みながら接近する行為を多数回にわたり行った。

被告Bは、「毎日甲状腺を診てあげます。」「照れているAさんもかわいいですね。」などと笑いつつ、顔を10cm近くまで接近させた。これに対し、原告は、「専門医でさえ外から見て甲状腺の状態は分からない。医師でもないBさんには診断できません。やめてください。」などと抗議することもあったが、やめることはなかった。

(以上につき、原告本人)

##### イ 手や頭を触る行為

被告Bは、令和2年4月から同年9月までの間に、金庫室において、器材操作を手伝いながら、原告の手を触ったり、「髪の毛きれいですね。」などと言いながら、原告の頭を撫でるように触ったりした(原告本人)。

##### ウ 耳たぶを触る行為

原告と被告Bは、令和2年5月15日、恵比寿駅周辺で食事をした。その後、原告と被告Bは、目黒基地を原告が案内しつつ、恵比寿ガーデンプレイスまで出た。同日午後8時頃、原告と被告Bが恵比寿ガーデンプレイスで話をしていたところ、被告Bは、突然原告の耳たぶを触った。

5 原告は、同日、被告に対し、「私の耳たぶを触ったくらいしか記憶にありませんが…」とLINEで送信した。

(以上につき、甲13、原告本人)

#### エ 恋人岬での抱きつき行為等

原告と被告Bは、令和2年6月20日、静岡県に出掛けて食事をした。その後、  
10 原告と被告Bが、静岡県伊豆市の恋人岬と呼ばれる観光地に立ち寄ったところ、被告Bは、同所において、原告の背後から抱きついた。

被告Bは、その翌日である同月21日、原告に対し、「ご機嫌如何ですか？当方も、Aさんを抱きしめての充電が足りてなかったのか、降ろした後の帰り道途中に猛烈な眠さが襲い、あと（家の絵文字）まで20分の所で力尽きました・・・次回  
15 は、フル充電させてもらいます（笑）」とLINEで送信した。

#### オ 二の腕を揉む行為

被告Bは、令和2年6月下旬から同年8月頃までの間に、金庫室において、パソコン作業中の原告の隣にくっつき、半そでを着用していた原告の左の二の腕を「むにゅ、むにゅ、むにゅ」と言いながら直接揉む行為を行った。

20 原告は、この時、「彼氏にさえ絶対に触らせないところをなぜ触るのですか。二度と触らないでください。」と怒鳴ったが、被告Bは、「まっ、まっ、まっ」と笑っていた。

(以上につき、原告本人)

#### カ 膝下の傷跡を触る行為

25 被告Bは、令和2年6月下旬から同年8月頃までの間に、執務室において、原告が「傷だらけで足が汚くて嫌になる。」と独り言を言った際、10cmほどの距離ま

で顔を原告の膝下に近づけて覗き込み、指で膝下の傷跡をパンストの上から触った。原告が「のぞき込んで触らないでもらえますか。」と大声で怒鳴ったところ、被告Bは、何も言わずに立ち去った。

(以上につき、原告本人)

5 キ 膀胱ないし陰部の上部付近を揉む行為

被告Bは、令和2年8月から同年10月頃までの間に、2度にわたり、トイレに行こうとした原告を呼び止め、背後から、「ぎゅー、ぎゅー、ぎゅー」と言いながら、服の上から膀胱ないし陰部の上部付近を3回揉んだ。原告は、「やめてください。もらしたらどうするのですか。」と大声で怒鳴ったが、被告Bは「まっ、まっ、まっ。」と笑っていた。

(以上につき、原告本人)

ク その余のLINEのメッセージを送信する行為

被告Bは、以下の日時において、原告に対し、以下の内容のメッセージをLINEで送信した。

15 (ア) 「住んでいる所の近くのホテル（大人用）も営業していないようでした（笑）」（令和2年5月4日午後7時25分・甲22）

(イ) 「業務は多少、問題（Cさんトラップ）がありますが、Aさんの努力でカバーできているので安心しております。さっきは、あんなに手が冷たいとは、ビックしました。」、「外気が暑いときは、Aさんの手を借りれたら快適に過ごせるかもしれません…。その時は、相談します（絵文字）」（令和2年5月13日午後7時18分及び同日午後7時27分・甲11）

(ウ) 「眠そうな所、遅くまで付き合わせてしまい、すいません。今日もAさんの新たな魅力が知れて、良かったです。」、「あの～、帰り付近はAさんの魅力にやられたのか、自分が壊れ（体温が高い？）かけて、おかしかったので、夜風で冷やすために遠回りをして帰りました。普段とは違ったので、変に思われたのかも…。」、「ポンコツ振りを見られて、恥ずかしさ一杯です（絵文字）」「（体重が）」

増えると、表面積も増えるので、もっと魅力を感じられるかもしれません。自分がポンコツ（壊れやすい）なので、もっと沢山、Aさんを感じられるよう、沢山食べてください（笑）」（令和2年5月14日午後10時35分及び午後11時5分・甲12）

5 (エ) 「今日も一段と魅力的なAさんと素敵な夜景を見ていたら、またまた暴走のポンコツ振りを発揮していたかも知れませんし…。今日は、浸すら冷静に努めていましたよ。」、「帰りにラブホ街を通る意外性にも少しやられそうでしたが（笑）」（令和2年5月15日午後11時5分・甲13）

10 (オ) （原告が「私の業務のせいで横田に行き、夜遅くまで付き合わせてしまい申し訳ありません…」と送信したのに対して）「横田行きについては、…旅行気分と言うかプチデート気分になるので、楽しんでますよ。」、「素敵な笑顔をたまに見せてくれるので、近くで見いていますよ（絵文字）」（令和2年5月21日午前8時24分及び同日午前8時34分・甲3）

15 (カ) （亜急性甲状腺炎の）「再発の可能性もあるならば、心配ですね。明日からお会いした時は、より一層、照れてる姿を見ながら、うっとりとお観察させていただきます」、「確認します」というスタンプ（令和2年5月30日午後2時5分・甲3）

(キ) 「帰りがけに上手く言葉にできませんでした」、「最も魅力的に感じた人は、Aさんだけです。・・・完成されたAさん・・・」（令和2年6月3日午後8時49分・甲20）

20 (ク) 「今日も、女性らしさが溢れる元気なAさんを間近で見られて良かったです。間近すぎて照れている姿も素敵でした。」（令和2年6月9日午後8時47分・甲3）

(ケ) 「器用そうに見えて、以外に不器用なところも、魅力があって素敵ですよ♥」（令和2年7月26日午前11時42分・甲27）

25 (コ) 「感情豊かでとても繊細なひとであり、気付かれないように相手に気を使う素敵な人という印象です。…いつも素敵に元気なAさんを傍らで見れたらうれしい

ですし（絵文字）」（令和2年9月25日午後9時43分・甲28）

（卅）「職場で素敵な笑顔を見れるのを楽しみにしています（絵文字）」（令和3年1月1日午後10時23分・甲29）

(2) 事実認定の補足説明

5 当裁判所は、原告本人供述は概ね信用できると判断し、上記のとおり原告本人供述に沿う事実を認定したところであるが、被告らは、第2の3の(1)のとおり、被告Bの行為の一部を否認しているので、以下、原告本人供述の信用性について補足して説明する。

ア 被告Bの恋人岬での抱きつき行為及びその翌日のLINEの送信行為（上記  
10 (1)のエ）は当事者間に争いがなく、また原告と被告Bの間でやり取りされたLINEのメッセージの内容（上記(1)のウ及びク）も証拠上明らかであるところ、これらの行為やメッセージの内容に加えて、原告と被告Bが、令和2年8月7日までに、原告からの誘いも含めて4回ほど、プライベートにて2人で外出していること（①  
15 令和2年5月15日の恵比寿、②同月の秋川溪谷、③同年6月20日の静岡県、④同年8月の焼き肉屋）は当事者間に争いが無いことも踏まえると、被告Bが原告に対して好意を持ち、異性として強く意識していたとみるのが自然であり、さらに原告がその好意を受け入れてくれると考えていたとみることができるのであって、この延長線上で、身体的な接触をしても原告から拒絶されはしないだろうという誤解の下で、被告Bが原告に対して身体的な接触に至ったものとしても何ら不自然不合理ではない。また、このような被告Bの内心を前提とすると、恋人岬での抱きつき  
20 行為があった後に、被告Bの身体的な接触が徐々にエスカレートしていったこと（二の腕を揉む行為（上記(1)のオ）、膝下の傷跡を触る行為（上記(1)のカ）、膀胱ないし陰部の上部付近を揉む行為（上記(1)のキ））も、極めて自然な経過とみることができる。他方で、令和2年8月以降プライベートで2人で食事に行っていない  
25 ことは当事者間に争いがなく、被告Bの行為がエスカレートしていく中で（特に膀胱ないし陰部の上部付近を揉む行為）、原告が被告に対して拒絶的な態度をとった

とみれば、これも自然な経過ということができる。

このように、当事者間に争いのない事実や証拠上明らかなLINEのメッセージ内容を前提とし、そこからうかがわれる原告や被告Bの内心を踏まえれば、原告及び被告Bの言動やその経過に関する原告本人供述の内容は自然かつ合理的といえるから、信用することができる。上記(1)の認定事実に反する被告Bの供述は採用できない。

イ これに対し、被告らは、①懲戒処分において、令和2年6月20日及び21日の抱きつき行為とメッセージ送信行為のみが規律違反行為として認定されており、それ以外の行為は認定されていないこと、②金庫室の防犯カメラに被告Bによる二の腕及び膀胱ないし陰部の上部付近を揉んだ行為などのセクシャル・ハラスメント行為が映っていないこと、③被告Bがセクシャル・ハラスメント行為を行ったとされる時点よりも後に、原告と被告Bとの間で親密な内容のメッセージが存在することなどから、原告本人供述を信用することができないと主張する。

しかしながら、以下の理由により被告らの主張は採用できない。

上記①については、被告国の主張によれば、懲戒処分においては、令和2年4月ないし6月当時の原告と被告Bの関係性を考慮して、原告及び被告Bからの意見聴取及びSNSのメッセージ履歴により確認できた行為のみが事実として認定されたということである。確かに、原告と被告Bとがプライベートで外出する関係であったことから、令和2年4月ないし6月当時、原告が被告Bのことを拒絶していたわけではないことがうかがわれるものの、先に判示したところに照らせば、そのことをもって両当事者の言い分が一致している事実や客観的な証拠によって裏付けられている事実のみ認定することは相当でない。懲戒処分において認定されなかったとしても、そのことは必ずしも認定されなかった事実が存在しないということまでを意味せず、原告本人供述の信用性は左右されない。

上記②については、金庫室の防犯カメラは、金庫室内の全てを映しているものではなく（原告本人、被告B本人）、カメラの映らない場所において行為に及んだこ

とも十分に考えられる。したがって、防犯カメラの映像に映っていないことをもって、事実が存在しないということにはならないから、上記②も原告の供述の信用性の判断を左右しない。

上記③については、確かに原告と被告Bとの間では、被告Bによるセクシャル・ハラスメント行為があったとされる以降にもLINEでのやり取りは存在する（乙2）ところ、被告Bが原告よりも1年長く指揮通信システム保全班において勤務しており、原告と被告Bは2人で作業することも多かったこと（前提事実(2)）から、原告が被告Bとの関係を悪化させないようにするために対応していたと考えても不自然ではなく、上記③は原告の供述の信用性を減殺するものとはいえない。

## 10 2 争点(2)（被告Bの原告に対する行為の違法性）について

上記認定事実によれば、被告Bは、原告に対し、恋人岬での抱きつき行為等を行っただけでなく、膀胱ないし陰部の上部付近を揉む行為という性的自由に対する侵害の程度が強い身体的接触を伴う行為を行ったことが認められ、その他にも、二の腕を触る行為、膝下の傷跡を触る行為といった身体的接触を伴う行為や、至近距離で顔を覗き込む行為、原告に好意を寄せる内容のLINEのメッセージを送信する行為を行ったことが認められる。先に判示した原告と被告Bとの関係性を考慮して、遅くとも恋人岬での抱きつき行為があった令和2年6月20日以降のこれらの行為は、性的自由を侵害する行為に該当するか、該当しないとしても社会通念上一般に相手方に不快感を与えるものであるから、セクシャル・ハラスメント行為として不法行為に該当するものと認める。

## 20 3 争点(3)（損害及びその額）

(1) 上記2で説示したとおり、被告Bの原告に対する行為はセクシャル・ハラスメント行為であり、これによって原告が精神的苦痛を被っていることは明らかである。そして、原告が受けたセクシャル・ハラスメント行為の内容に加えて、原告が適応障害の診断を受けたこと（前提事実(5)）も併せて考慮すると、その精神的苦痛は決して軽微なものとはいえず、これを慰謝するのに相当な金員の額は250万円

を下らないと認める。

(2) これに対し、被告らは、原告の適応障害の発症を争っているが、本件の証拠上、医師による原告の適応障害の診断に疑いを抱かせる事情はうかがわれない。かえって、カルテ（甲 4 2、4 3）によれば、原告は通院開始当初から、セクシャル・ハラスメント行為の被害を受けたことを伝えていることが認められ、さらに、被告 B によるセクシャル・ハラスメント行為、特に膀胱ないし陰部の上部付近を触られるという強い身体的接触による被害の程度を考慮すれば、被告 B のセクシャル・ハラスメント行為に起因して適応障害を発症し、その旨の診断を受けたことが不自然不合理とはいえない。

4 争点(4) (被告 B の原告に対する行為が「職務を行うについて」されたものに当たるか否か)

被告 B によるセクシャル・ハラスメント行為のうち、恋人岬での抱きつき行為及び LINE のメッセージ送信行為以外については、金庫室又は執務室という職場において、勤務時間内に行われたものであり、客観的、外形的に見て職務に密接に関連ないし付随して行われた行為と認められる。また、恋人岬での抱きつき行為及び LINE のメッセージ送信行為については、勤務時間外である休日に行われたものであるところ、原告は被告 B との職場での関係悪化を考慮して対応していたものであり、客観的、外形的に見て、職務に基づく関係から、職務に付随して行われたと認められる。

したがって、被告 B の原告に対するセクシャル・ハラスメント行為は、「職務を行うについて」されたものに当たる。

5 争点(5) (消滅時効の成否)

(1) 上記 4 のとおり、被告 B の原告に対するセクシャル・ハラスメント行為が「職務を行うについて」されたものに当たるため、上記 2 で判示したとおり、被告 B の行為が不法行為に当たるとしても、原告の被告 B に対する民法 709 条に基づく損害賠償請求は認められない。したがって、争点(5)は、被告国に対する国家賠償

法1条1項に基づく損害賠償請求について検討する。

5 (2) 原告は、被告Bから、抱きつかれる行為、二の腕を揉まれる行為、膀胱ないし陰部の上部付近を揉まれる行為などのセクシャル・ハラスメント行為を受け、その結果、適応障害を発症するに至った。これらの行為は、性的自由に対する侵害の程度として強いものであって、その結果、原告は過覚醒状態を呈し適応障害を発症するに至ったのであり（甲5、原告本人）、単に精神的苦痛を受けたという状態を超え、その精神的機能に障害が認められるから、身体を害する不法行為に当たるので、消滅時効の期間は原告が損害及び加害者を知ったときから5年間となる（民法724条の2）。

10 そして、原告が被告Bからセクシャル・ハラスメント行為を受けたのは遅くとも令和2年6月20日以降のことであり、本件訴訟が提起されたのは令和5年12月31日であるから、原告が損害を知った時がいつであるかにかかわらず、未だ消滅時効は完成していない。

したがって、被告国の消滅時効の抗弁は理由がない。

## 15 6 結論

よって、原告の被告国に対する請求は主文1項の限度で理由があるからこの限度で認容し、被告国に対するその余の請求及び被告Bに対する請求は理由がないからこれらを棄却することとし、仮執行宣言については、相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

20 東京地方裁判所民事第34部

裁判長裁判官 一場康宏

裁判官 中嶋邦人

5

裁判官 小鹿凌平